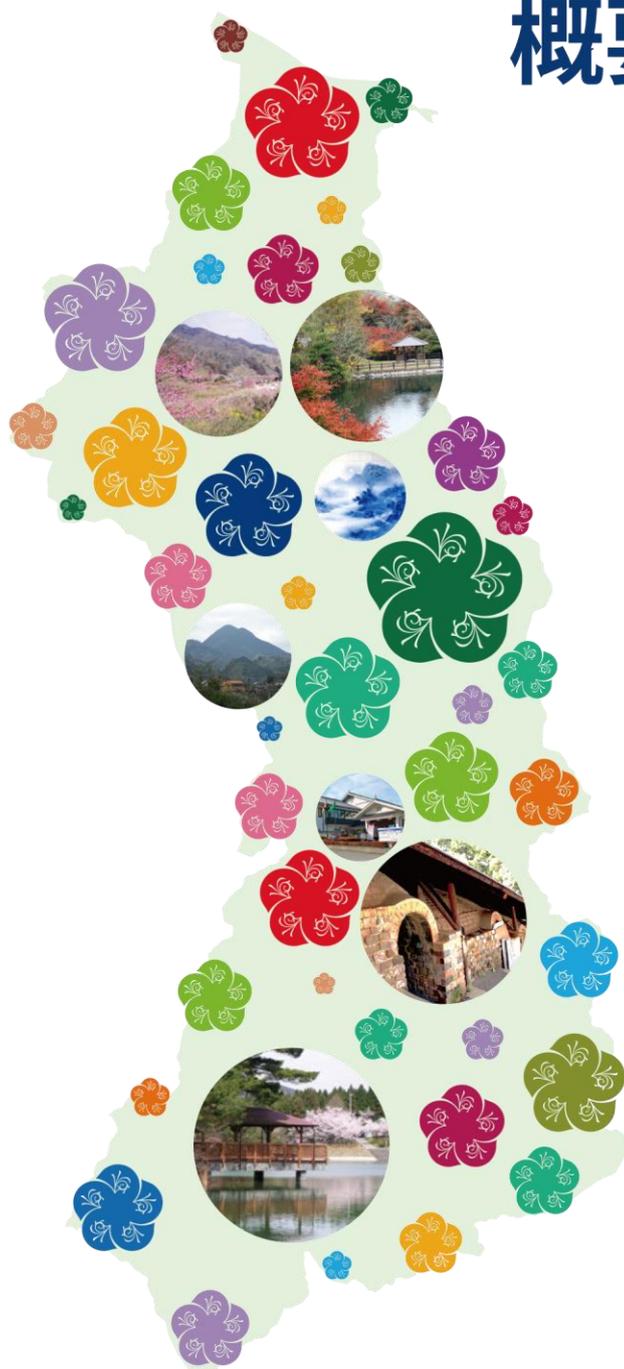


砥部町景観計画
とべのいろどり
概要版



愛媛県 砥部町

目 次

第1章 基本的事項	1
1 意義	1
2 砥部町の景観の考え方	1
第2章 景観計画区域と地域区分	2
1 景観計画区域	2
2 地域区分と景観ゾーン	3
第3章 良好な景観形成に関する方針	5
1 景観計画区域全体の目標像と基本方針	5
2 地域別景観形成の基本方針・麻生地域	6
3 地域別景観形成の基本方針・宮内地域	8
4 地域別景観形成の基本方針・砥部地域	10
5 地域別景観形成の基本方針・広田地域	12
6 陶街道五十三次景観ゾーン	14
第4章 良好な景観形成のための行為の制限	16
1 届出の対象行為（景観法第16条第1項）	16
2 景観形成基準（行為の制限）	17

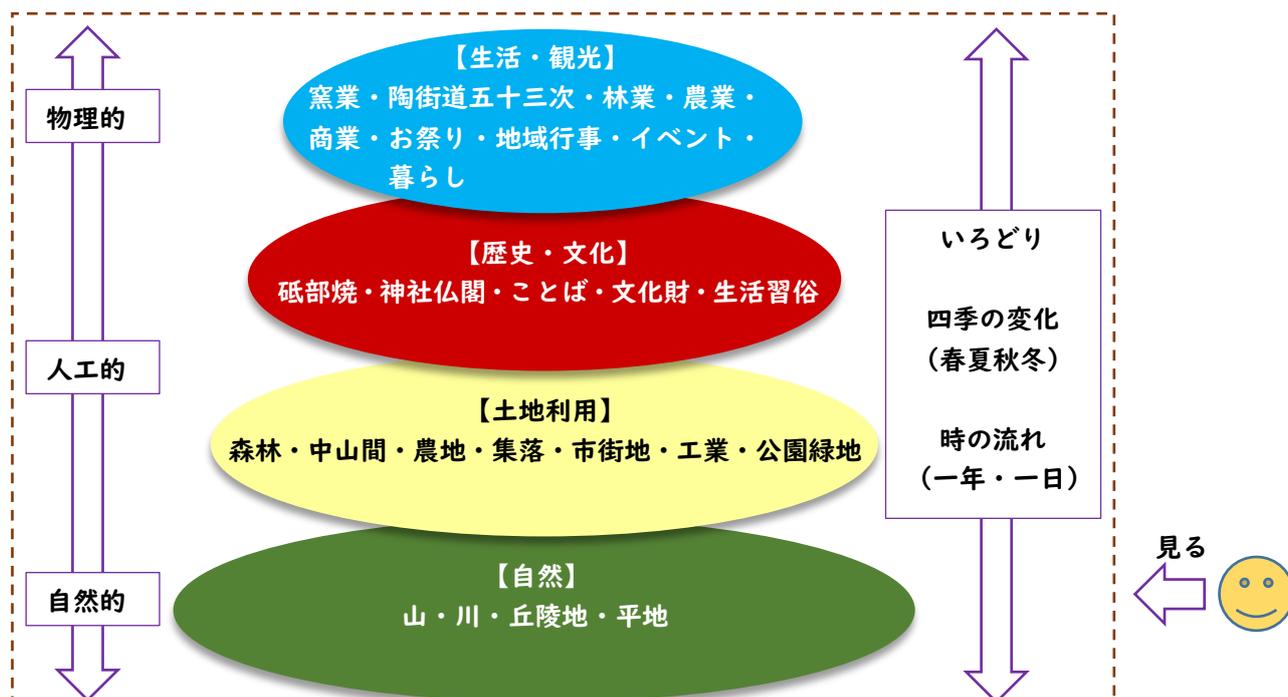
第1章 基本的事項

1 意義

本計画は、住民・事業者・行政が連携・協働して、本町の豊かな暮らしづくりと地域振興、あるいは観光振興を目指すための、景観法に基づく、総合的、かつ、計画的に景観づくりを推進する景観形成の基本方針やルールを体系的に示すものです。

2 砥部町の景観の考え方

本計画では、「景観とは、人の目に映る視覚的なまちの姿だけでなく、本町の歴史と文化、自然、気候風土、地形、生活の知恵や技術、社会的風潮やトレンド、時代の規範や規制、まちづくり活動やイベントのにぎわい、伝統産業の活力等様々な要素を、見る人の知識、経験、価値観等を通じてまちの雰囲気を感じ取るものを含めたもの」と定義します。



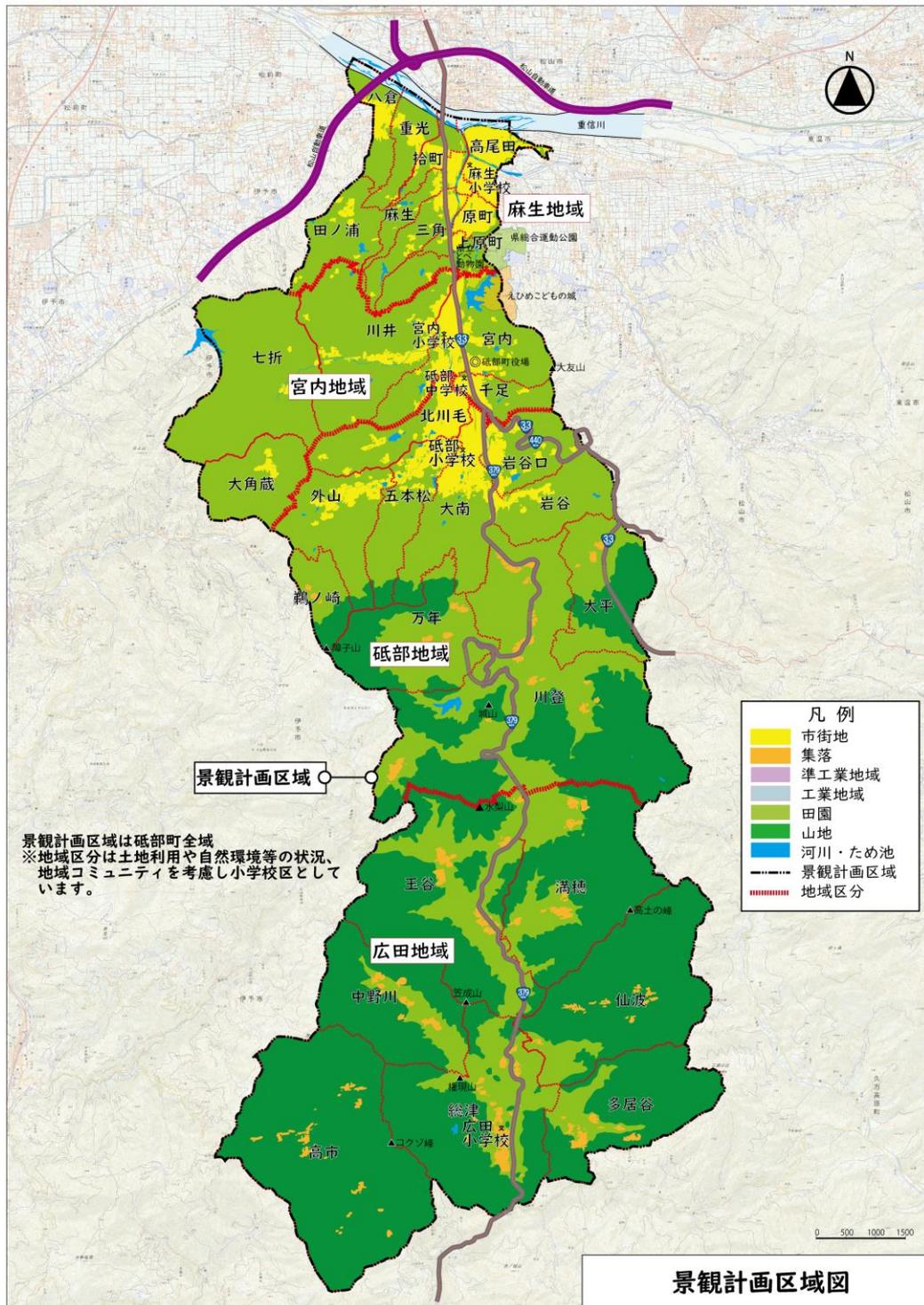
本計画の捉え方は、視覚化された景観は見る人により大きな個人差が生じます。多様な暮らしの中で共有する枠組みを設定し、多様な主観的認識・理解・評価が成り立つようにルール化していくものです。

第2章 景観計画区域と地域区分

1 景観計画区域

景観計画区域の設定は景観計画の必須事項（景観法第8条第2項第1号）であり、景観行政団体が定めることになります。

景観行政団体とは「景観法を活用した景観行政を推進する地方公共団体」（景観法第7条）のことをいいます。本町は平成18年10月10日に景観行政団体になっています。

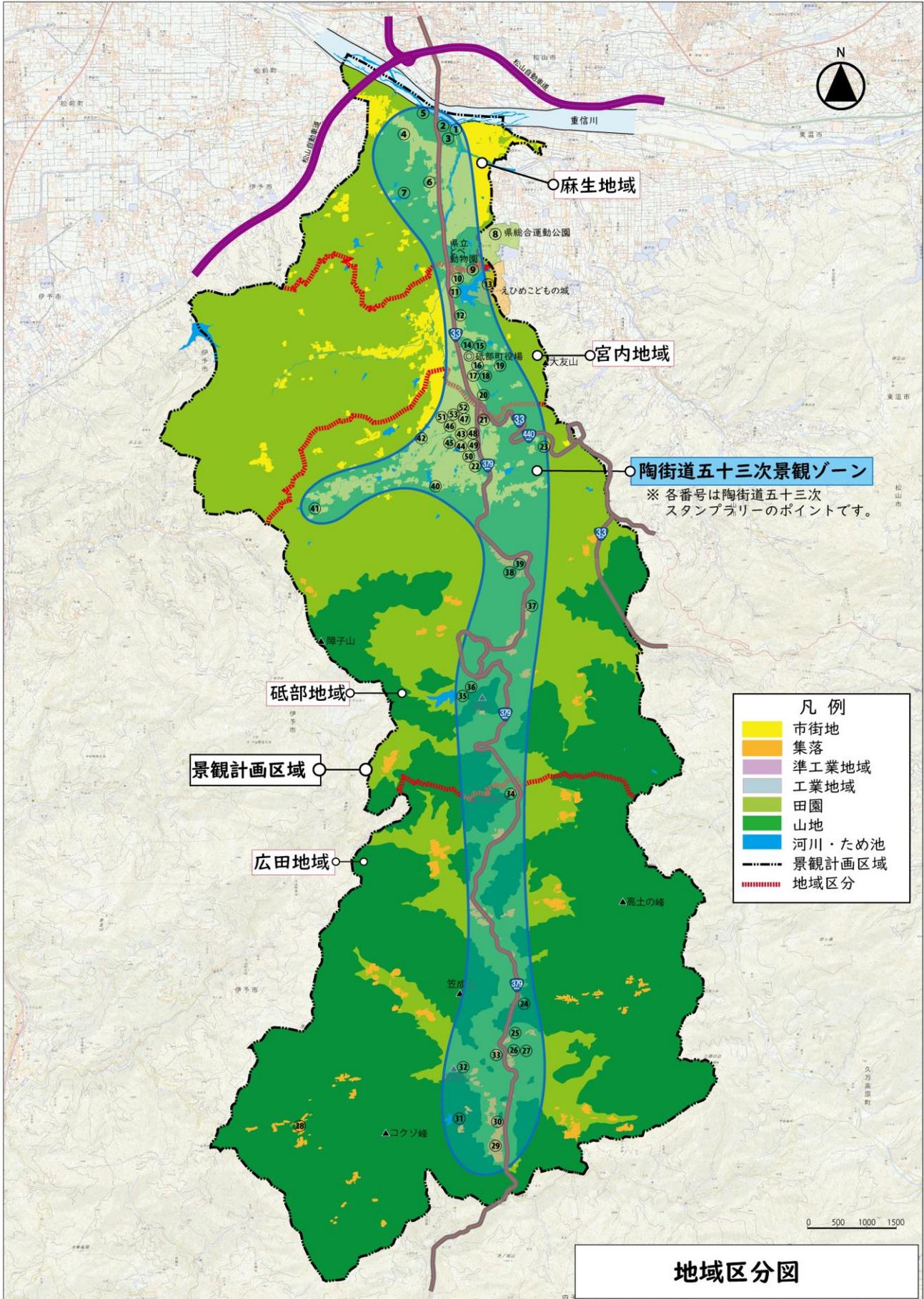


2 地域区分と景観ゾーン

- ・地形、土地利用、法規制、都市的な抑圧、産業、景観資源の特徴などを細かく見ていく事で、景観まちづくりの目標を実現が図られます。地域コミュニティを考慮し、地域コミュニティの核となる4つの小学校区にて景観地域の設定をします。
- ・景観計画は美しい国づくりを目指すなか、地域振興に寄与することが求められています。本町の地場産業と観光振興を目的として、本町の特徴あるつながりのある景観の形成を考慮し、今後の住民の生活と生業と関連した景観まちづくり活動の場としての適地を1つの景観ゾーンとして設定します。

地域区分	景観特性	既存の法規制
麻生地域 (麻生小学校区)	<ul style="list-style-type: none"> ・とべ動物園、総合運動公園の大規模レクリエーション施設の集積 ・工業及び流通業務施設、大規模商業施設の集積 ・中高層住宅（県営団地他） ・国道33号、主要地方道伊予川内線 ・重信川（都市計画緑地）砥部川等 ・文化財（町）水満田古墳群、理正院楼門等 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域（市街化区域） ・農業振興地域の整備に関する法律（農業振興地域、農用地区域） ・森林法（保安林、地域森林計画対象民有林）
宮内地域 (宮内小学校区)	<ul style="list-style-type: none"> ・えひめこどもの城、陶街道ゆとり公園等のレクリエーション施設の集積 ・文化会館、役場、図書館等公共施設の集積 ・国道33号 ・砥部焼観光センター炎の里 ・砥部焼まつり、七折梅まつり等 ・文化財（県）大下田古墳群（町）大森彦七供養塔 	
砥部地域 (砥部小学校区)	<ul style="list-style-type: none"> ・砥部焼伝統産業会館等砥部焼関連施設の集積 ・坂村真民記念館 ・初雪盃酒造資料館、とべむかしのくらし館等地場産業施設 ・国道33号、国道379号 ・障子山、砥部川、銚子ダム湖等 ・文化財（国）衝上断層（県）霊岩寺薬師堂内厨子及び須弥壇（町）梅山大登り窯、千里城址等 	
広田地域 (広田小学校区)	<ul style="list-style-type: none"> ・道の駅ひろた、ふるさと生活館等 ・国道379号 ・権現山、仙波溪谷等 ・権現山流しそうめん、ふるさとフェスタ等 ・文化財（国）佐々木酒造主屋、煉瓦煙突 	

景観ゾーン	景観特性	既存の法規制
陶街道五十三次 (産業・観光)	<ul style="list-style-type: none"> ・窯元の集積、砥部焼関連施設の集積 ・日本風景街道 陶街道五十三次認定 ・陶街道五十三次スタンプラリー 	



第3章 良好な景観形成に関する方針

1 景観計画区域全体の目標像と基本方針

砥部町の目指すべき景観の目標像

陶の里に生まれ、文化と自然が
いろどり豊かに織りなす とべの景観まちづくり

本町は、「砥部焼」と「みかん」の産地として発展してきた中で、豊かな自然と快適な住環境との調和を図りながら、住民のくらしを築き上げてきました。

景観計画の策定にあたり、本町を目指すまちの将来像「文化とこころがふれあうまち」の実現に向けて、障子山などの山なみ、農地の緑、砥部川などの水辺空間、市街地と里山の暮らし、砥部焼の産地などの多様な要素が織り混ざり、人々暮らしや営みにより積み重ねられてきた歴史や文化を継承し、かつ、これらの要素の多様性を活かした景観の調和を図り、地域の振興に寄与する景観まちづくりのあるべき姿として目標像を定めます。



住宅地から望む障子山（左上）



五本松地区の窯元

景観まちづくりの基本方針

○基本方針1 ○ 類型別景観：自然

山と水辺に恵まれ郷土のこころを育むいろどり

○基本方針2 ○ 類型別景観：歴史・文化

歴史と文化を継承した生活や生業のいろどり

○基本方針3 ○ 類型別景観：生活

活力あるまち・快適なくらしを創る生活空間のいろどり

○基本方針4 ○ 軸的景観：産業・観光

陶街道五十三次と砥部焼アートのいろどり

2 地域別景観形成の基本方針・麻生地域

◇目指すべき景観の姿◇

県都松山市に隣接する地域として、大規模商業施設、工業や流通業務施設等、大規模レクリエーション施設等が立地する都市的なエリアとなっています。良好な住宅地が形成されていることから、経済活動のにぎわいを維持しつつ、良好な住環境を保全し、周囲と調和する都市基盤整備を進め、「市街地のいどころ」を目標に景観まちづくりを進めます。

○基本方針1 ○ 自然

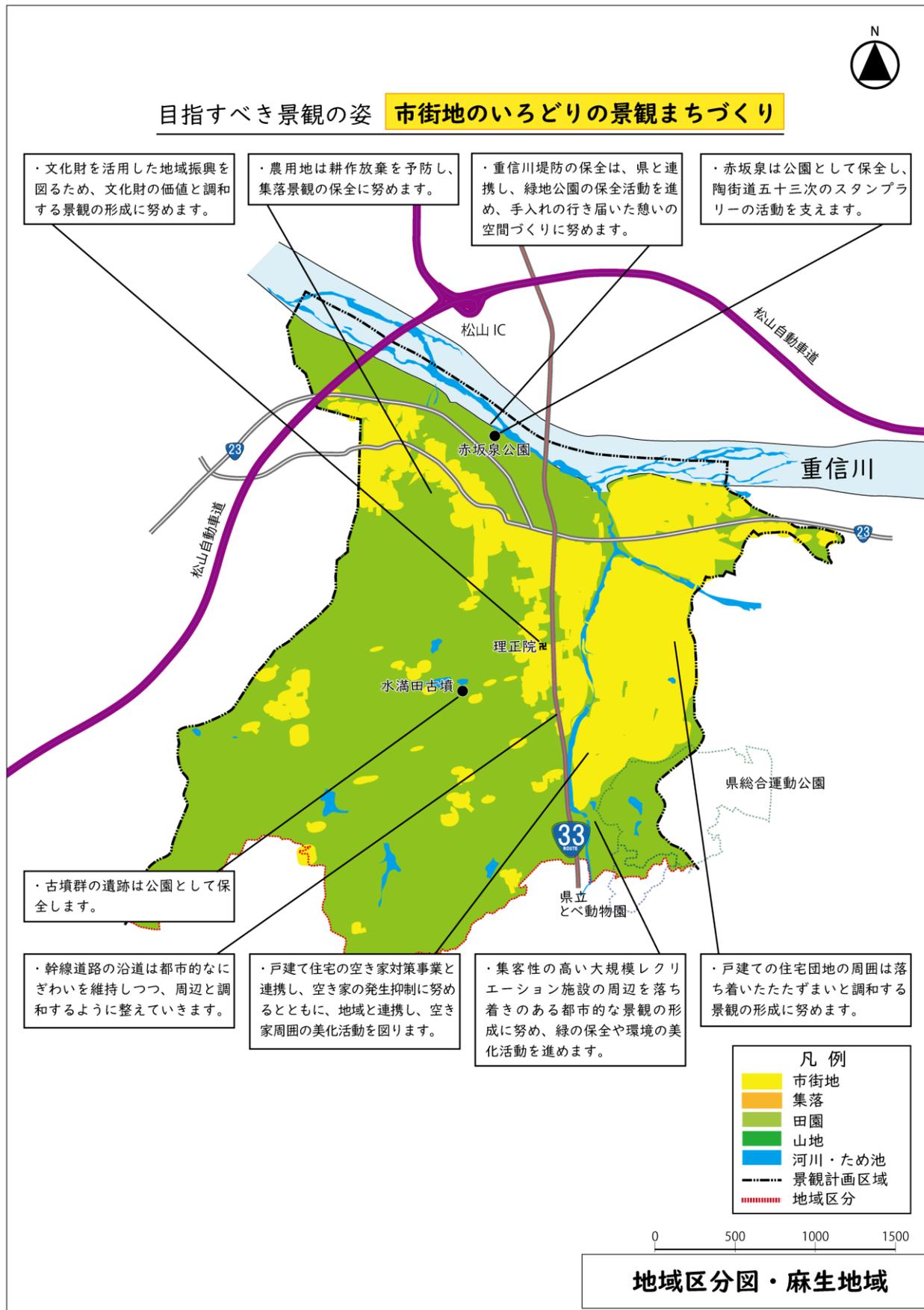
- ・重信川堤防の保全は、県と連携し、緑地公園の保全活動を進め、手入れの行き届いた憩いの空間づくりに努めます。
- ・赤坂泉は公園として保全し、陶街道五十三次のスタンプラリーの活動を支えます。
- ・農用地は耕作放棄を予防し、集落景観の保全に努めます。

○基本方針2 ○ 歴史・文化

- ・古墳群の遺跡は公園として保全します。
- ・文化財を活用した地域振興を図るため、文化財の価値と調和する景観の形成に努めます。

○基本方針3 ○ 生活

- ・集客性の高い大規模レクリエーション施設の周辺を落ち着きのある都市的な景観の形成に努め、緑の保全や環境の美化活動を進めます。
- ・戸建ての住宅団地の周囲は落ち着いたたたずまいと調和する景観の形成に努めます。
- ・戸建て住宅の空き家対策事業と連携し、空き家の発生抑制に努めるとともに、地域と連携し、空き家周囲の美化活動を図ります。
- ・幹線道路の沿道は都市的なにぎわいを維持しつつ、周辺と調和するように整えていきます。



3 地域別景観形成の基本方針・宮内地域

◇目指すべき景観の姿◇

本町の主要な公共施設の集積する地域として、住民の生活と関りが深く、利便性の向上を図りつつ、良好な景観を保つ市街地のエリアとなっています。また、地域内には、落ち着いた佇まいの住宅地が形成されていることから、住民の生活の利便性の向上を図りつつ、良好な住環境を保全し、周囲の自然環境と調和する公共施設整備を進め、公共の場での様々な「交流のいろどり」を目標に景観まちづくりを進めます。

○基本方針1 ○ 自然

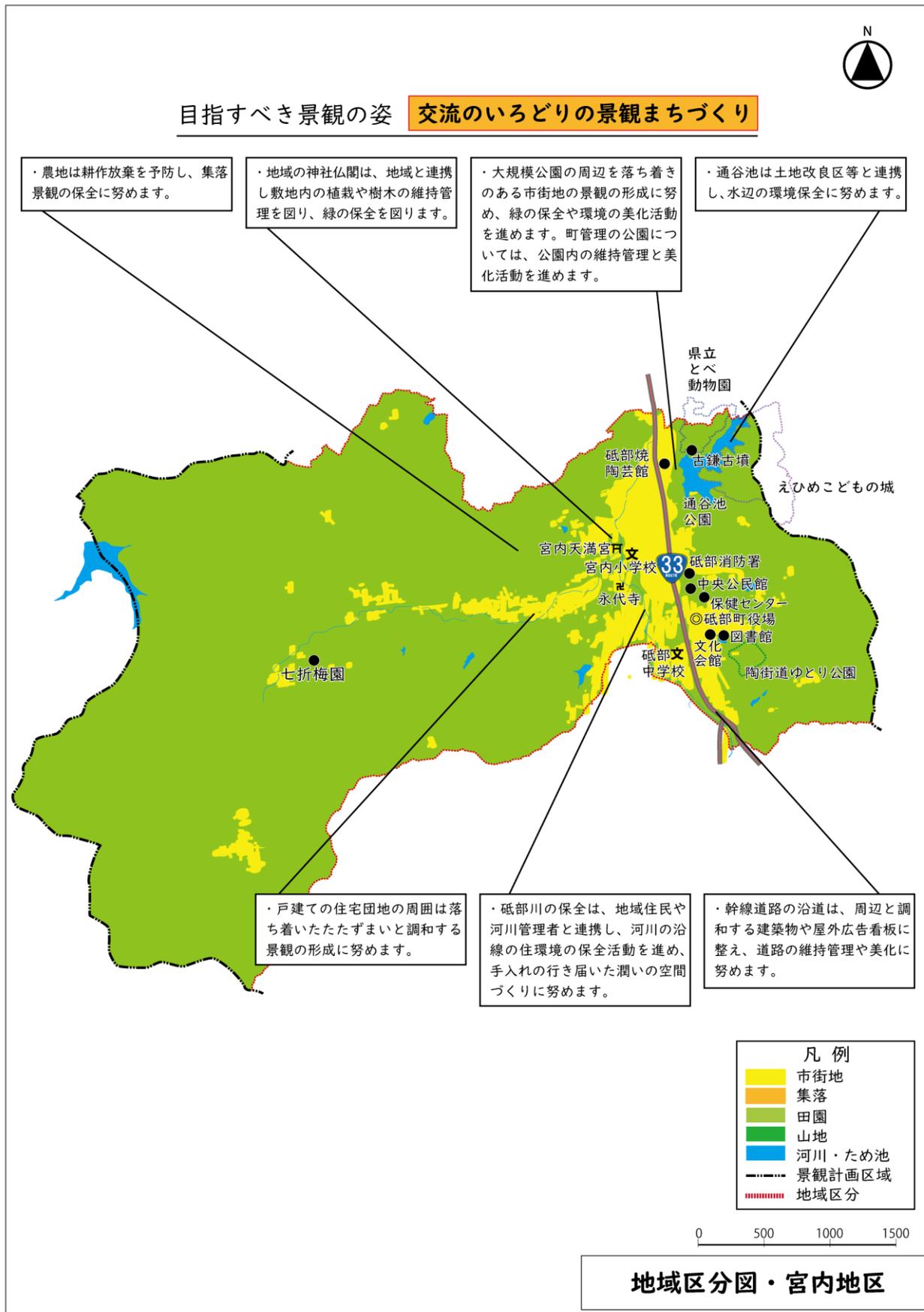
- ・ 砥部川の保全は、地域住民や河川管理者と連携し、河川の沿線の住環境の保全活動を進め、手入れの行き届いた潤いの空間づくりに努めます。
- ・ 通谷池は土地改良区等と連携し、水辺の環境保全に努めます。
- ・ 農地は耕作放棄を予防し、集落景観の保全に努めます。

○基本方針2 ○ 歴史・文化

- ・ 地域の神社仏閣は、地域と連携し敷地内の植栽や樹木の維持管理を図り、緑の保全を図ります。

○基本方針3 ○ 生活

- ・ 大規模公園の周辺を落ち着いた佇まいのある市街地の景観の形成に努め、緑の保全や環境の美化活動を進めます。町管理の公園については、公園内の維持管理と美化活動を進めます。
- ・ 戸建ての住宅団地の周囲は落ち着いたたたずまいと調和する景観の形成に努めます。
- ・ 幹線道路の沿道は、周辺と調和する建築物や屋外広告看板に整え、道路の維持管理や美化に努めます。



4 地域別景観形成の基本方針・砥部地域

◇目指すべき景観の姿◇

砥部焼の窯元や砥部焼の関連施設、地場産業の施設など本町の文化や産業に関りが深い施設が集積する地域として、暮らしと営みが共存し、かつ、来訪者や地域との交流が盛んであり、本町の文化を表す施設整備を図りつつ、良好な景観を保つ市街地と集落が共存するエリアとなっています。地場産業の振興と観光振興に寄与する景観の形成を目指し、「陶の里のいろどり」を目標に景観まちづくりを進めます。

○基本方針1 ○ 自然

- ・障子山などは山の稜線を乱すことのない眺望を保つことに努めます。
- ・砥部川や和田川などの保全是、地域住民や河川管理者と連携し、河川の沿線の住環境の保全活動を進め、手入れの行き届いた潤いの空間づくりに努めます。
- ・ため池やホタルの生息する小川、その周辺の農地と集落の保有する生物の多様性に配慮した保全を進めます。
- ・農地は耕作放棄を予防し、集落景観の保全に努めます。

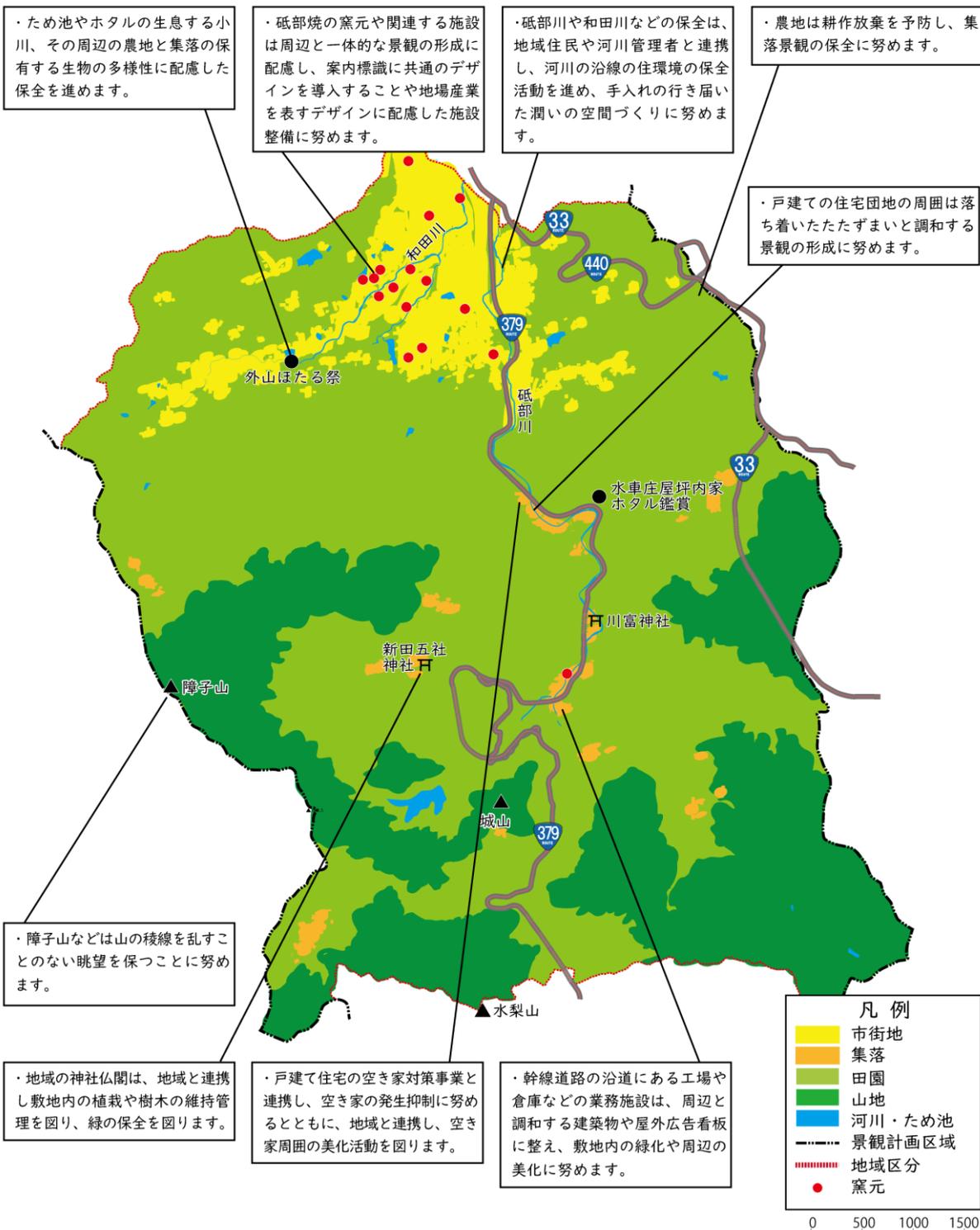
○基本方針2 ○ 歴史・文化

- ・地域の神社仏閣は、地域と連携し敷地内の植栽や樹木の維持管理を図り、緑の保全を図ります。

○基本方針3 ○ 生活

- ・砥部焼の窯元や関連する施設は周辺と一体的な景観の形成に配慮し、案内標識に共通のデザインを導入することや地場産業を表すデザインに配慮した施設整備に努めます。
- ・戸建ての住宅団地の周囲は落ち着いたたたずまいと調和する景観の形成に努めます。
- ・幹線道路の沿道にある工場や倉庫などの業務施設は、周辺と調和する建築物や屋外広告看板に整え、敷地内の緑化や周辺の美化に努めます。
- ・戸建て住宅の空き家対策事業と連携し、空き家の発生抑制に努めるとともに、地域と連携し、空き家周囲の美化活動を図ります。

目指すべき景観の姿 陶の里のいろどりの景観まちづくり



地域区分図・砥部地域

5 地域別景観形成の基本方針・広田地域

◇目指すべき景観の姿◇

広田地域は、砥部焼の原料となる砥石の産地であり、山村の豊かな自然環境を残し、里地里山の風景が印象的な山間エリアとなっています。民話の伝承を自然環境とともに継承していくことや地域の暮らしとの調和する集落の保全活動を進め、自然豊かな「山と渓谷のいろいろ」を目標に景観まちづくりを進めます。

○基本方針1 ○ 自然

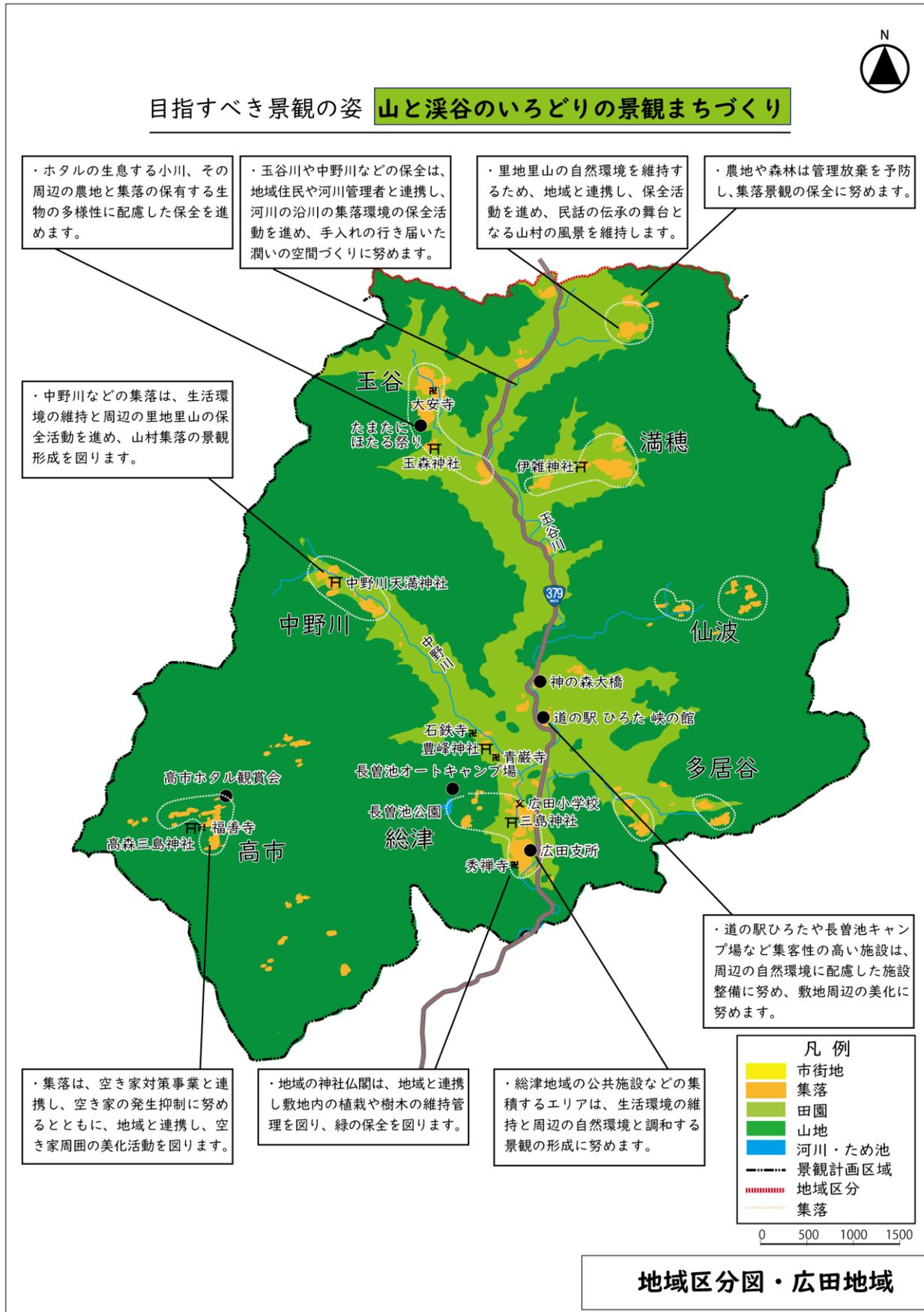
- ・里地里山の自然環境を維持するため、地域と連携し、保全活動を進め、民話の伝承の舞台となる山村の風景を維持します。
- ・玉谷川や中野川などの保全は、地域住民や河川管理者と連携し、河川の沿川の集落環境の保全活動を進め、手入れの行き届いた潤いの空間づくりに努めます。
- ・ホタルの生息する小川、その周辺の農地と集落の保有する生物の多様性に配慮した保全を進めます。
- ・農地や森林は管理放棄を予防し、集落景観の保全に努めます。

○基本方針2 ○ 歴史・文化

- ・地域の神社仏閣は、地域と連携し敷地内の植栽や樹木の維持管理を図り、緑の保全を図ります。

○基本方針3 ○ 生活

- ・道の駅ひろたや長曾池キャンプ場など集客性の高い施設は、周辺の自然環境に配慮した施設整備に努め、敷地周辺の美化に努めます。
- ・総津地域の公共施設などの集積するエリアは、生活環境の維持と周辺の自然環境と調和する景観の形成に努めます。
- ・中野川などの集落は、生活環境の維持と周辺の里地里山の保全活動を進め、山村集落の景観形成を図ります。
- ・集落は、空き家対策事業と連携し、空き家の発生抑制に努めるとともに、地域と連携し、空き家周囲の美化活動を図ります。



6 陶街道五十三次景観ゾーン

景観ゾーン（軸的景観）は、4つの地域にまたがっているため、景観形成の基本方針は、4つの地域の基本方針に準拠します。ここではさらに、地場産業の振興と観光振興に寄与する景観形成を図るため、景観ゾーン（軸的景観）の特性に合わせて、良好な景観形成の基本方針を定めます。

◇目指すべき景観の姿◇

砥部焼は、本町の地場産業の歴史・文化を伝承するものであり、まちなみの風景の中に見られる窯元、砥部焼の創作活動の営み、産業会館などの関連施設は、多くの来訪者が訪れ、交流が生まれています。地場産業の振興や観光振興に寄与する景観の形成を図るエリアとして、国道33号、国道379号を中心とした街道筋に見られる陶街道五十三次のスタンプラリーのポイントを「つながりのある景色」ととらえ景観形成のゾーンとして定めます。創作活動、営みとまちなみの共生する「陶街道のいもどり」を目標に景観まちづくりを進めます。

○基本方針1○

砥部焼の文化を伝承することに配慮し、まちなみの保全を図りつつ、来訪者へ与える印象を色彩や建築物の形状・高さを整える事で統一感を持たせる。

- ・施設周辺には、突出した色彩や建築物及び工作物の形状・高さを抑えます。
- ・創作活動や営みを阻害する事のないよう、景観の形成に配慮します。

○基本方針2○

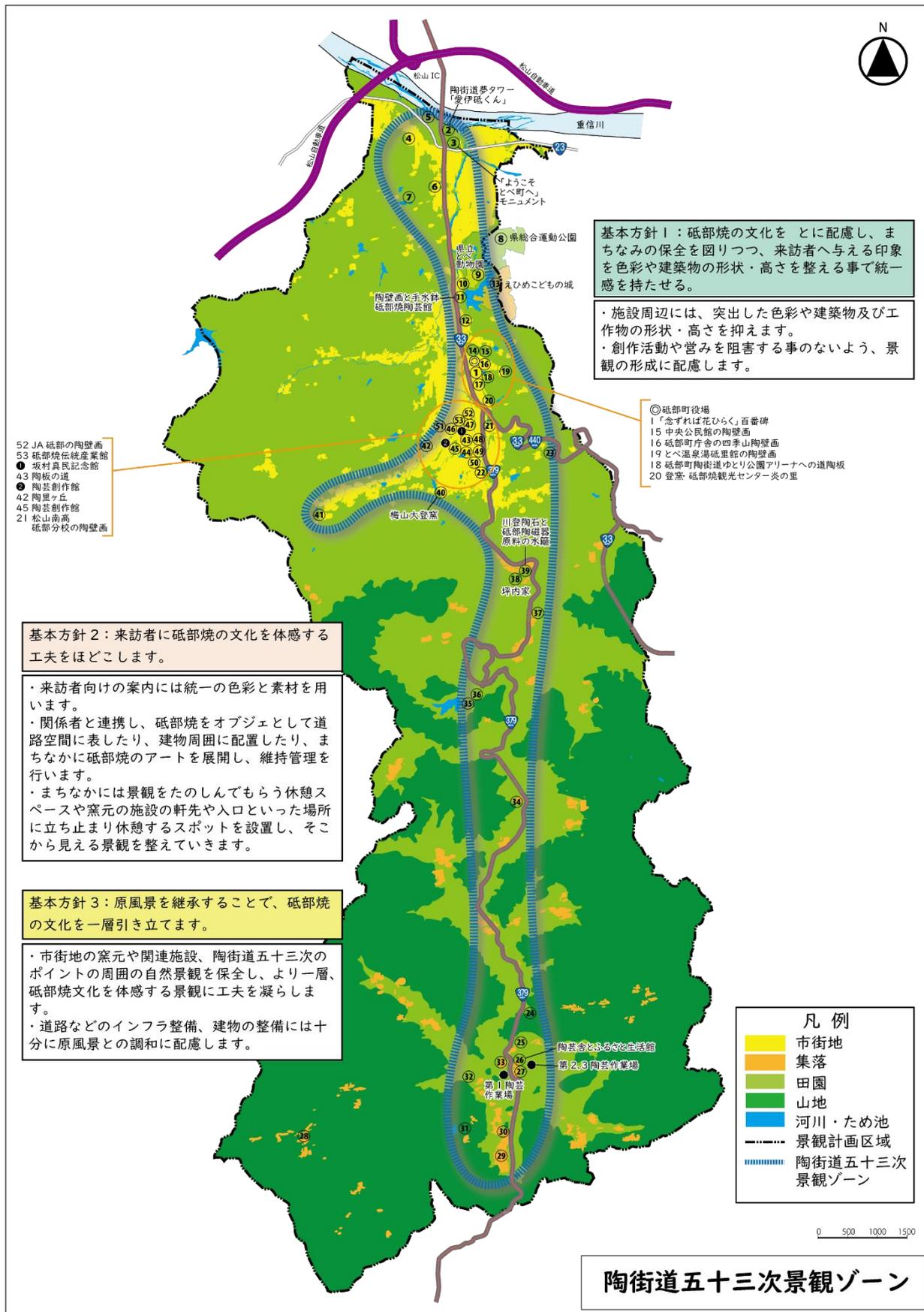
来訪者に砥部焼の文化を体感する工夫をほどこします。

- ・来訪者向けの案内には統一の色彩と素材を用います。
- ・関係者と連携し、砥部焼をオブジェとして道路空間に表したり、建物周囲に配置したり、まちなかに砥部焼のアートを展開し、維持管理を行います。
- ・まちなかには景観をたのしんでもらう休憩スペースや窯元の施設の軒先や入口といった場所に立ち止まり休憩するスポットを設置し、そこから見える景観を整えていきます。

○基本方針3○

原風景を継承することで、砥部焼の文化を一層引き立てます。

- ・市街地の窯元や関連施設、陶街道五十三次のポイントの周囲の自然景観を保全し、より一層、砥部焼文化を体感する景観に工夫を凝らします。
- ・道路などのインフラ整備、建物の整備には十分に原風景との調和に配慮します。



第4章 良好な景観形成のための行為の制限

1 届出の対象行為（景観法第16条第1項）

○届出の対象となる行為及び規模要件

良好な景観形成に関する方針を踏まえ、景観に特に大きな影響を及ぼすと考えられる以下の行為及び規模を届出の対象とします。対象の範囲は、景観計画区域内（砥部町全域）となります。

届出の対象となる行為の種類		対象となる規模等
建築物 景観法 第16条 第1項 第1号	<ul style="list-style-type: none"> ・新築、増築、改築、移転（参考図1） ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 	<ul style="list-style-type: none"> ◎高さ15m又は建築面積1,000㎡を超えるもの（増築） ・従前建築物全体が上記規模を超えるもので、増築部分が10㎡を超えるもの又は増築の結果上記規模を超えるもの（改築、修繕、模様替え、色彩の変更） ・従前建築物全体が上記規模を超えるもので、当該行為に係る見付面積が過半を超えるもの（建築基準法施行令第46条第4項に規定する見付面積）
工作物 景観法 第16条 第1項 第2号	<ul style="list-style-type: none"> ・新築、増築、改築、移転 ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 	プラント等 （参考図2） <ul style="list-style-type: none"> ◎高さ15m又は築造面積500㎡を超えるもの（増築） ・従前工作物全体が上記規模を超えるもので、増築部分が10㎡を超えるもの又は増築の結果上記規模を超えるもの（改築、修繕、模様替え、色彩の変更） ・従前工作物全体が上記規模を超えるもので、当該行為に係る見付面積が過半を超えるもの
		鉄塔等 （参考図3） <ul style="list-style-type: none"> ◎高さ15mを超えるもの（増築） ・従前工作物全体が上記規模を超えるもの又は増築の結果上記規模を超えるもの
開発行為 景観法 第16条 第1項 第3号	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	開発面積3,000㎡以上 ※市街化区域、都市計画区域に関わらず

※プラント等は、製造施設、貯蔵施設、自動車車庫、遊技施設、処理場等を示す。

※鉄塔等は、高圧線鉄塔、電波塔、煙突、柱等を示す。

※広告塔については、愛媛県屋外広告物条例に準拠します。



2 景観形成基準（行為の制限）

（1）景観形成の方針

景観形成の方針は、届出の対象となる行為に対して、景観形成の方針と景観形成基準を定めています。しかし、軸的景観の景観ゾーン内では、届出の対象とならない行為（小規模行為）にあっては、景観形成の方針に沿って景観の形成に努める目標とします。

1) 類型別景観形成の方針

◎自然

- ・住宅地や集落の周辺のみとまった緑地や森林、地域のシンボルとなっている樹木は、できる限り保全する。やむを得ず伐採する場合は、周辺の緑地や森林との連続性を考慮し、それと調和した植栽を行う。
- ・比較的規模の大きな緑地や森林の周辺では、積極的に接道部や敷地内の緑化を進めることにより、緑が連続した空間を創出する。
- ・大規模な造成では、極力、現在の地形を尊重し、高い擁壁を避けるなど、良好な風致景観を維持する。
- ・幹線道路や住宅地内の道路空間、あるいは主要な視点場から、山や河川などへの眺望の視線内にある建築物、工作物（広告物など）は、良好な眺望景観の妨げにならないような形態とする。
- ・建築物や工作物は、配置を工夫したり、長大な壁面は適度に分節するなど、山並みへの眺望に配慮する。
- ・山並みや河川沿いなど、眺望の対象となる資源に隣接した建築物や工作物は、その色彩や形態に配慮するなど、市街地や道路からの眺望景観を意識した見せ方を行う。
- ・自然資源や自然景観の要素となるものの周辺では、それらの色彩を阻害しないよう配慮し、景観資源が映える色彩景観を形成する。

◎歴史・文化

- ・歴史・文化的資源に隣接する場所では、建築物の壁面を一定距離後退させ、また、建築設備の設置や広告物の掲出を控えるなど、施設の点景が引き立つ景観を形成する。
- ・歴史・文化的資源の周辺では、それらと呼応するデザインの採用や融和した色彩の採用などにより、落ち着きがある景観を形成する。
- ・歴史・文化的資源の周辺では、それらの色彩を阻害しないよう配慮し、景観資源が映える色彩景観を形成する。

◎生活

(建築物)

- ・大規模な工業、商業などの施設では、敷地内にオープンスペースを確保し、高木や低木をバランス良く配置するなど、緑豊かな景観を創出する。
- ・市街地内の建築設備や駐輪場、ごみ置き場などの付属施設は、建築物との一体化、ルーバーの設置や植栽による修景を行うなど、周辺と調和したまちなみを形成する。
- ・市街地内の青空駐車場その他の空き地は、車の出入り口の集約化や接道部への植栽などにより、まちなみとしての連続性を確保する。
- ・建築物は、地域のスケールに調和し、無理なくおさまるような配置や形態とする。
- ・建築物は、地形になじませた形態や勾配屋根とするなど、地形と一体となった景観を形成する。

(色彩)

- ・建築物や工作物の色彩は、その効果（色相は建物としての親しみやすさ。明度と彩度は近・遠景で感じる景観の全体像。）を考慮に入れ、それぞれの地域や地形に合った景観を形成する。
- ・建築物の外壁及び工作物は、経年変化により落ち着いた表情を醸成する木材や石材などの自然素材色を選択するとともに、適切に維持管理を行い、長期にわたり美観を維持する。
- ・周囲の建築物や工作物等と色相や明度、彩度をそろえるなど、周辺との色彩の調和に配慮し、まちなみとしての連続性や一体感が感じられる色彩景観を形成する。
- ・コーポレートカラーやイメージカラーなどは、個人や企業の嗜好を反映した高彩度色を大きな面積で用いることを避けるなど、住民や事業者が互いに協力して雰囲気の良い色彩景観を形成する。
- ・大規模な建築物や工作物等においては、単調な配色を避け、形態の変化に対応して色彩の分節を図るなど、威圧感の少ない親しみやすい色彩景観を形成する。
- ・屋外広告物を設置する場合には、周辺の屋外広告物との調和や、屋外広告物と建築物等との調和に配慮し、にぎわいの中にも節度を感じられる色彩景観を形成する。

2) 軸的景観形成の方針

◎陶街道五十三次景観ゾーン

※類型別の自然、歴史・文化、生活に全て準拠します。加えて、以下の点について方針を定めます。

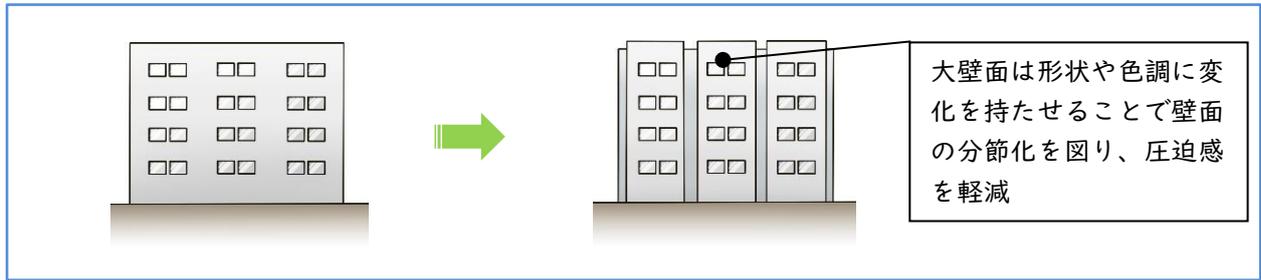
- ・特徴のあるまちなみを持つ地区では、地区の持つ趣を読み取り、それを活かしたデザイン、素材、色彩の活用などにより、地区の持つ個性や印象的な風景を継承させる。

(2) 景観形成基準 (共通事項)

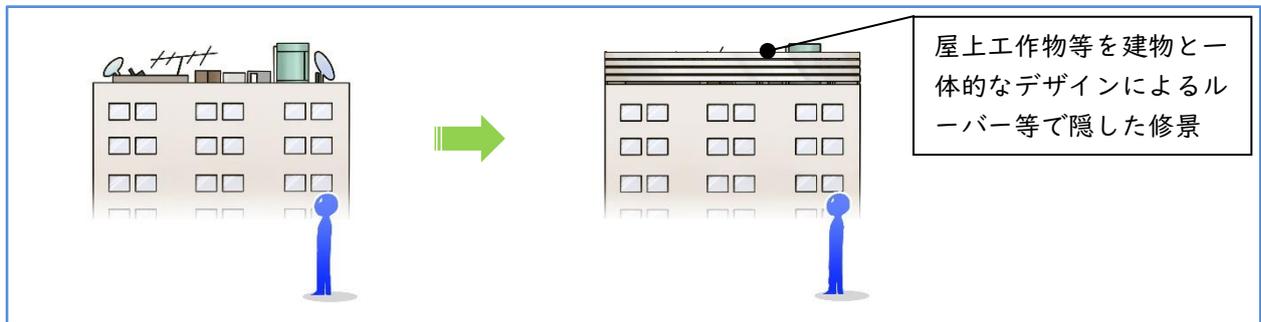
対象物	基準項目	景観形成基準											
建築物 工作物	形態意匠 →説明図1	<ul style="list-style-type: none"> ・長大な壁面は、圧迫感を軽減するため、壁面の分節化を図る。 ・屋上工作物や建築設備等は露出して設置することを極力避け、遮蔽物を設けるか、建築物と一体的なデザインとなるよう工夫する。 ・屋上工作物や建築設備等を含む建築物の頭頂部は、周囲の建築物と形成するスカイラインの連続性を乱さないよう、突出した形状を最小限にとどめるよう努める。 											
	配置・高さ →説明図2	<ul style="list-style-type: none"> ・背景となる山なみや周囲の田園風景、生活景観、歴史・文化的景観の眺望を妨げないよう工夫する。 ・幹線道路沿線においては、開放的で見通しの良い景観形成のため、可能な限りセットバックを図る。 ・鉄塔等は山なみの眺望を妨げないよう、山の頂上に配置することを避ける等工夫する。 											
	外構・緑化 →説明図3	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観との調和のため、ブロック塀等の無機質な素材は避け、生垣による外構の緑化に努める。また塀等を設置する場合は自然素材の利用に努める。 ・道路に面する場所は花木等による緑化に努める。 ・平面駐車場等は、敷地周辺（駐車場出入口を除く）の緑化等による目隠しに努める。 ・機械式駐車場等で外壁がないものは、構造物の露出を避け、敷地周辺（駐車場出入口を除く）の緑化等により目隠しに努める。 											
	色彩 →説明図4	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根及び外壁は、周囲の景観との調和を意識し、高彩度のコーポレートカラー等を全面に配色することは極力避け、落ち着いた色彩を基調とする。 ・屋上工作物や建築設備等は、建築物と一体的な色彩となるよう努める。 ・プラント等の工作物は、周囲の景観との調和を意識し、落ち着いた色彩を基調とする。 <p>□建築物及び工作物の色彩 建築物及び工作物の外観の色彩は、以下の表のとおりとする。ただし、建築物もしくは工作物の着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩、または、建築物もしくは工作物の見付面積が15㎡未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩についてはこの限りではない。</p> <table border="1" data-bbox="491 1532 1182 1713"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R~10R</td> <td>制限なし</td> <td>4以下とする</td> </tr> <tr> <td>0.1YR~5Y</td> <td>制限なし</td> <td>6以下とする</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>制限なし</td> <td>2以下とする</td> </tr> </tbody> </table> <p>※色彩の基準は日本工業規格Z8721に定めるマンセル値による。</p>	色相	明度	彩度	0.1R~10R	制限なし	4以下とする	0.1YR~5Y	制限なし	6以下とする	その他	制限なし
色相	明度	彩度											
0.1R~10R	制限なし	4以下とする											
0.1YR~5Y	制限なし	6以下とする											
その他	制限なし	2以下とする											
開発 行為 → 説明図5		<ul style="list-style-type: none"> ・開発後の状態が、周囲の景観と著しく不調和とならないよう工夫する。 ・擁壁及び法面は必要最小限の規模にとどめるよう努める。 ・斜面における土地の形状の変更について、本来の地形を活かすよう努める。 ・造成後の斜面や法面については緑化等に努め、むき出しの地面が公共の道路等から見えないよう工夫する。 ・樹木の伐採は必要最小限にとどめる。特に敷地内に樹姿、樹勢に優れた樹木がある場合は、これを修景を活かすよう努める。 											

【説明図1】

○長大な壁面は、圧迫感を軽減するため、壁面の分節化を図る。



○屋上工作物や建築設備等は露出して設置することを極力避け、遮蔽物を設けるか、建築物と一体的なデザインとなるよう工夫する。



○屋上工作物や建築設備等を含む建築物の頭頂部は、周囲の建築物と形成するスカイラインの連続性を乱さないよう、突出した形状を最小限にとどめるよう努める。

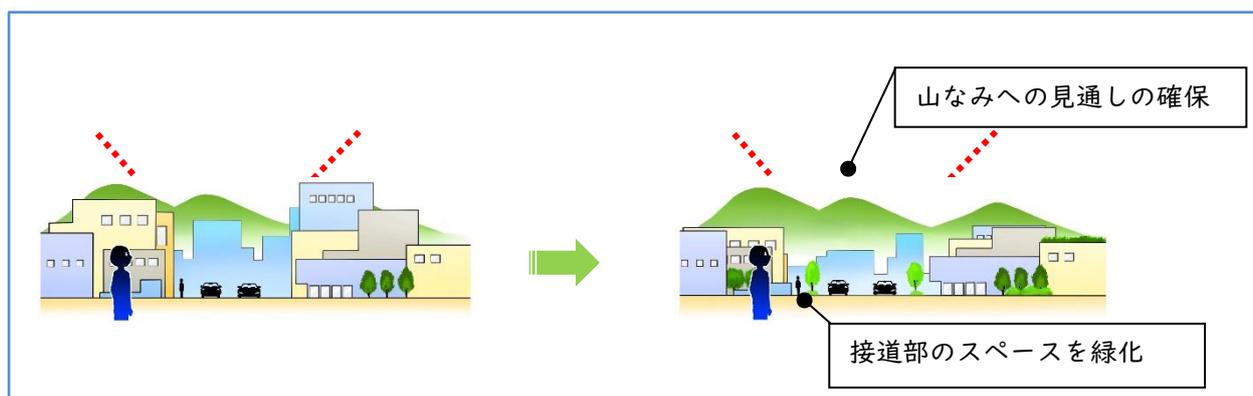


【説明図2】

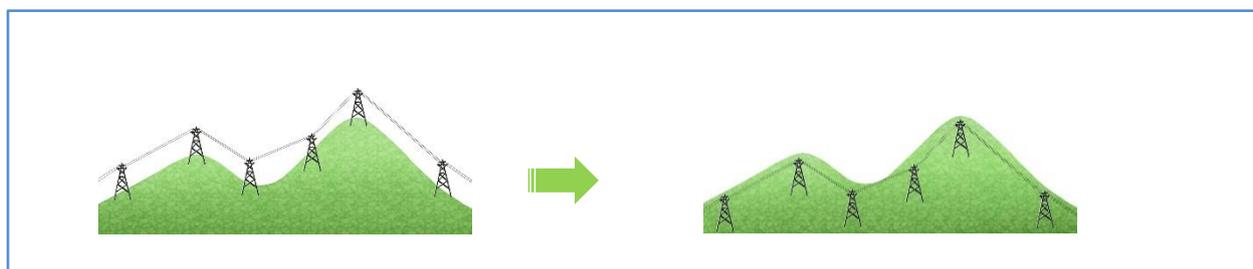
○背景となる山なみや周囲の田園風景、生活景観、歴史・文化的景観の眺望を妨げないように工夫する。



○幹線道路沿線においては、開放的で見通しの良い景観形成のため、可能な限りセットバックを図る。

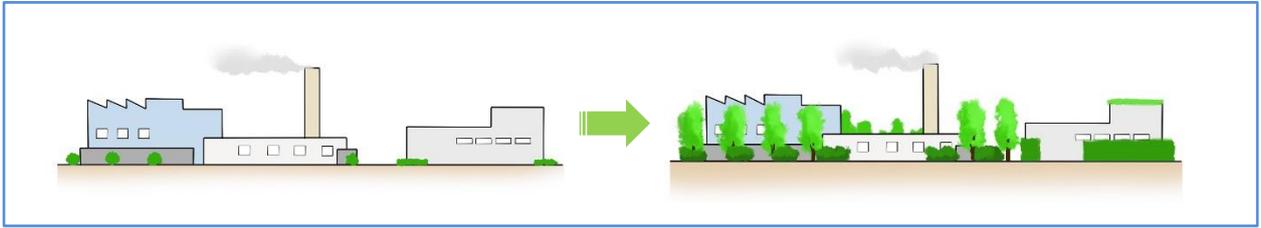


○鉄塔等は山なみの眺望を妨げないよう、山の頂上に配置することを避ける等工夫する。

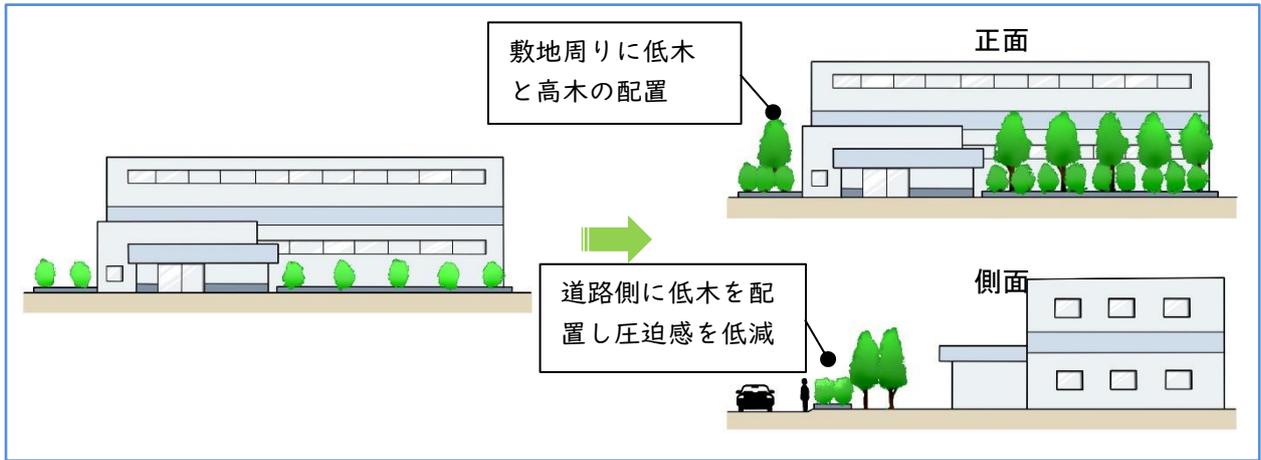


【説明図3】

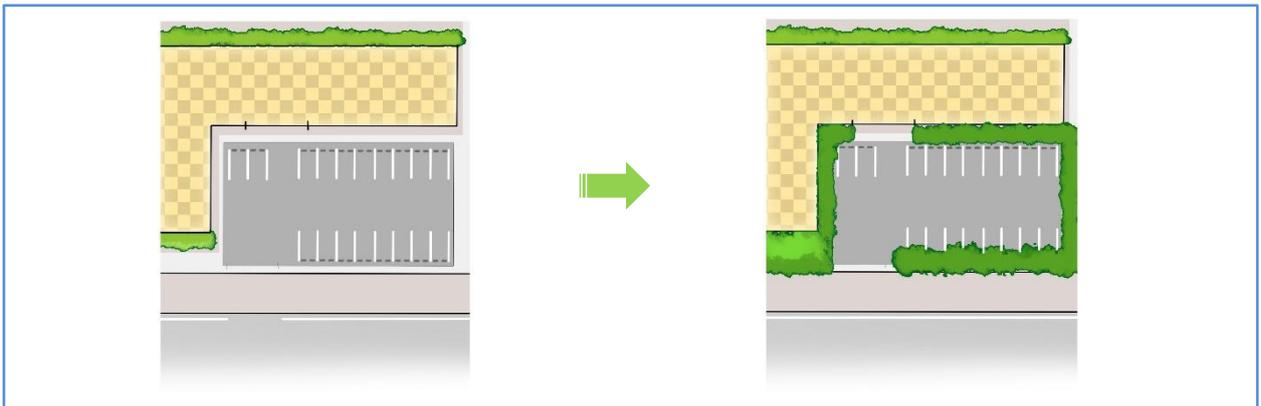
○周辺の景観との調和のため、ブロック塀等の無機質な素材は避け、生垣による外構の緑化に努める。また塀等を設置する場合は自然素材の利用に努める。



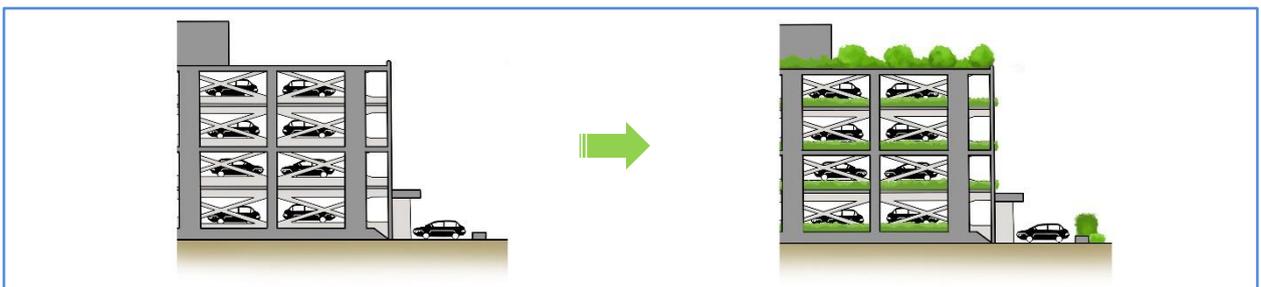
○道路に面する場所は花木等による緑化に努める。



○平面駐車場等は、敷地周辺（駐車場出入口を除く）の緑化等による目隠しに努める。

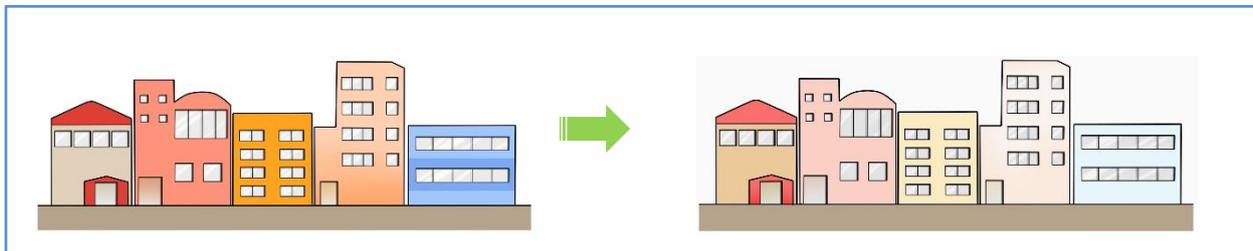


○機械式駐車場等で外壁がないものは、構造物の露出を避け、敷地周辺（駐車場出入口を除く）の緑化等により目隠しに努める。

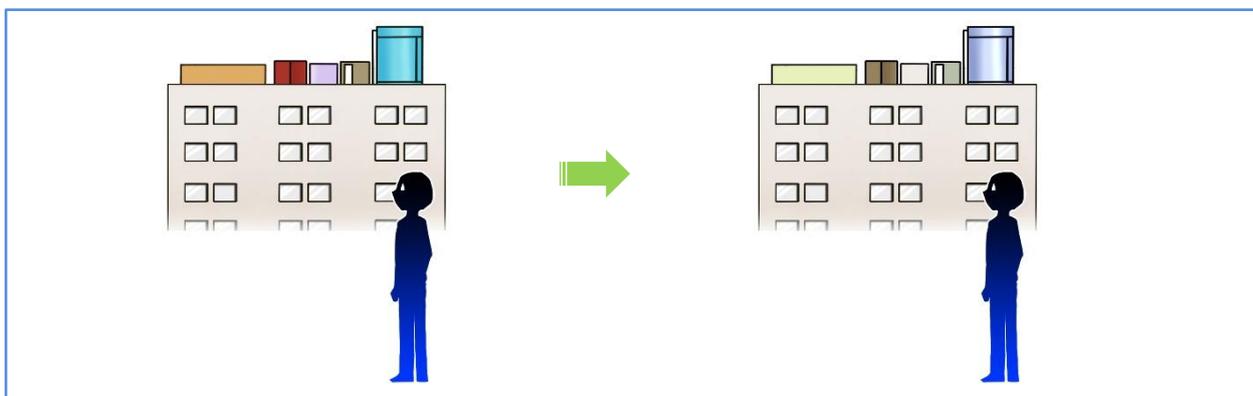


【説明図4】

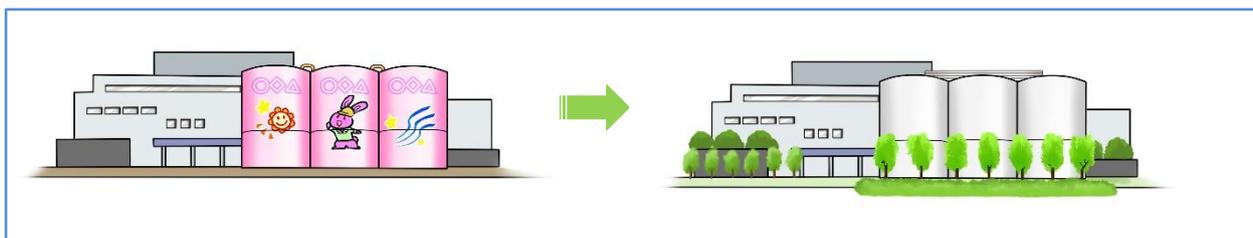
○屋根及び外壁は、周囲の景観との調和を意識し、高彩度のコーポレートカラー等を全面に配色することは極力避け、落ち着いた色彩を基調とする。



○屋上工作物や建築設備等は、建築物と一体的な色彩となるよう努める。

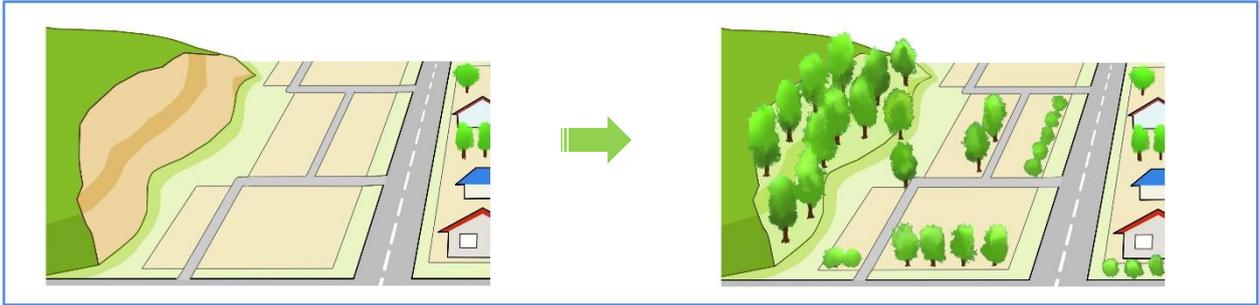


○プラント等の工作物は、周囲の景観との調和を意識し、落ち着いた色彩を基調とする。



【説明図5】

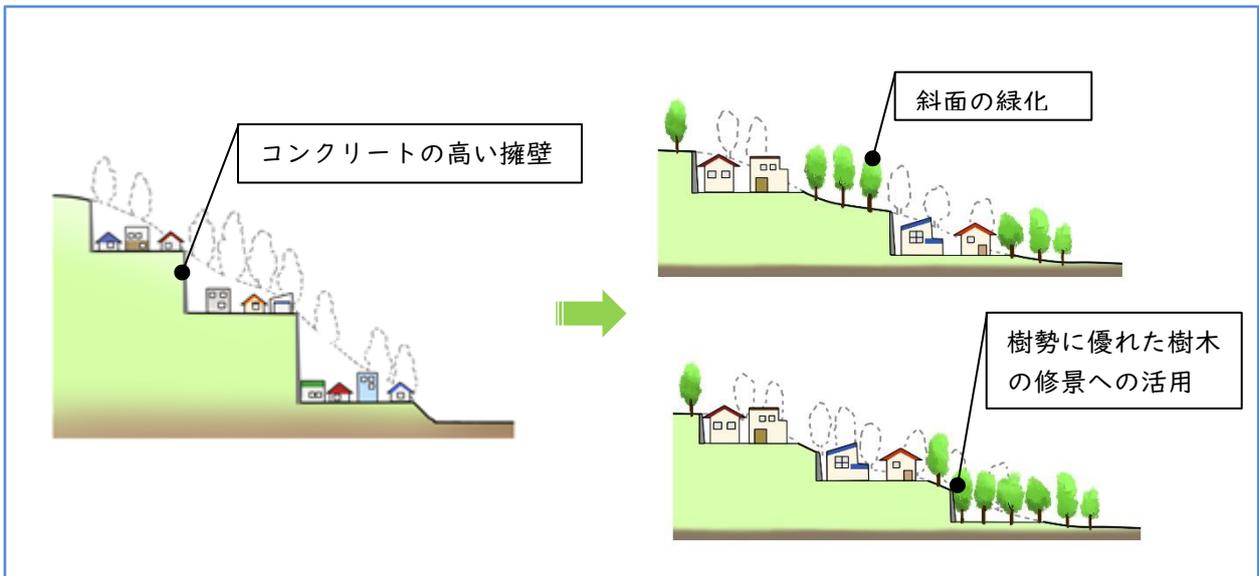
○開発後の状態が、周辺の景観と著しく不調和とならないよう工夫する。



○擁壁及び法面は必要最小限の規模にとどめるよう努める。

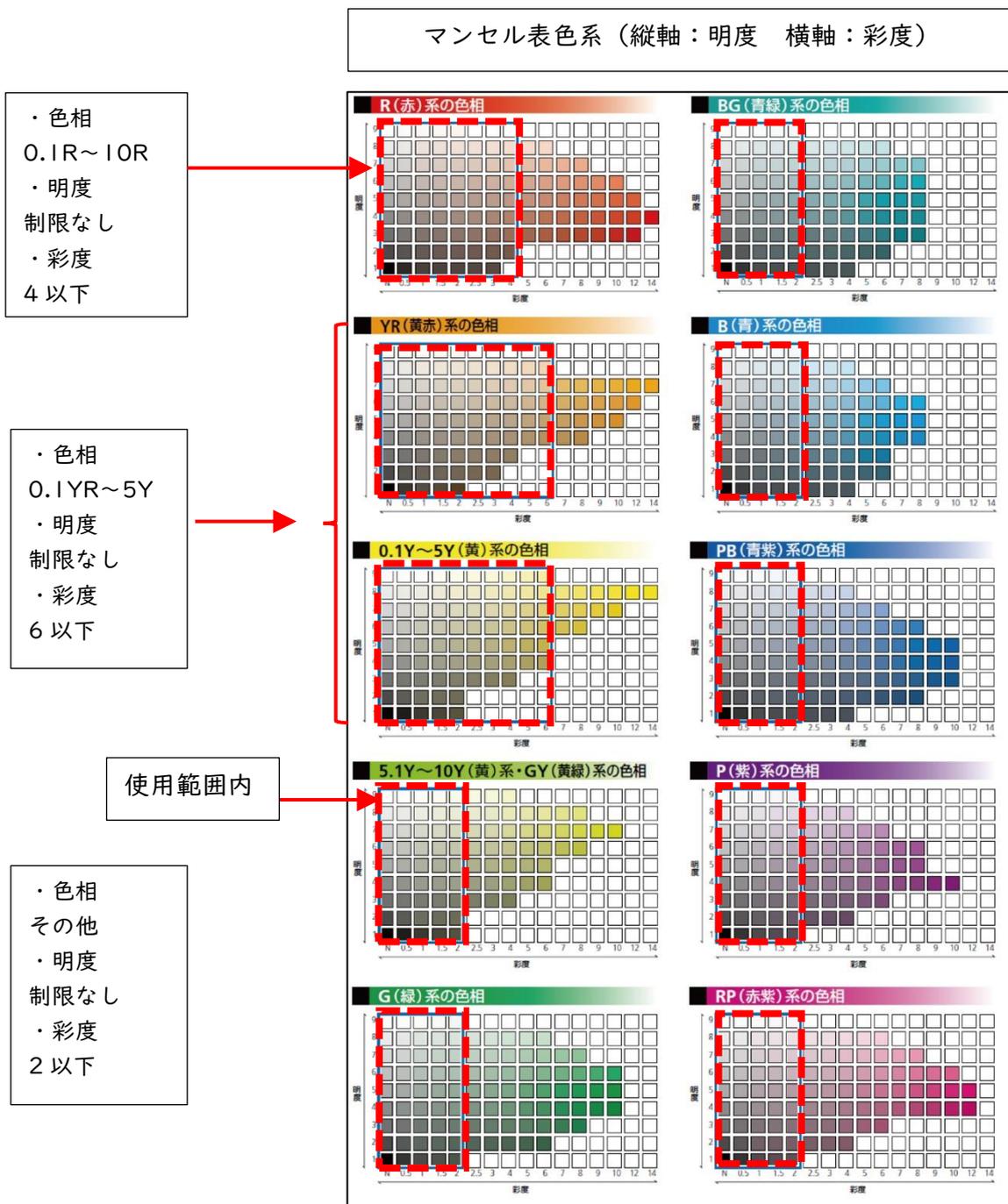


- 斜面における土地の形状の変更について、本来の地形を活かすよう努める。
- 造成後の斜面や法面については緑化等に努め、むき出しの地面が公共の道路等から見えないよう工夫する。
- 樹木の伐採は必要最小限にとどめる。特に敷地内に樹姿、樹勢に優れた樹木がある場合は、これを修景に活かすよう努める。



(3) 色彩の設定について

町内の建築物等の色彩についてマンセル表色系に基づき現況を調査したところ、その多くが下記に示す範囲に分布していることが分かりました。一部この範囲に収まらない建築物等も存在しますが、やはりその建物は周辺景観に比較して突出して明るくなっています。このことから、周辺景観へ調和するための色彩の基準を下記の範囲に決めました。



○マンセル表色系による色彩の表し方

「マンセル表色系」では、ある色彩を「色相（色合い）」「明度（明るさ）」「彩度（鮮やかさ）」という3つの尺度の組み合わせによって表現します。

① 色相

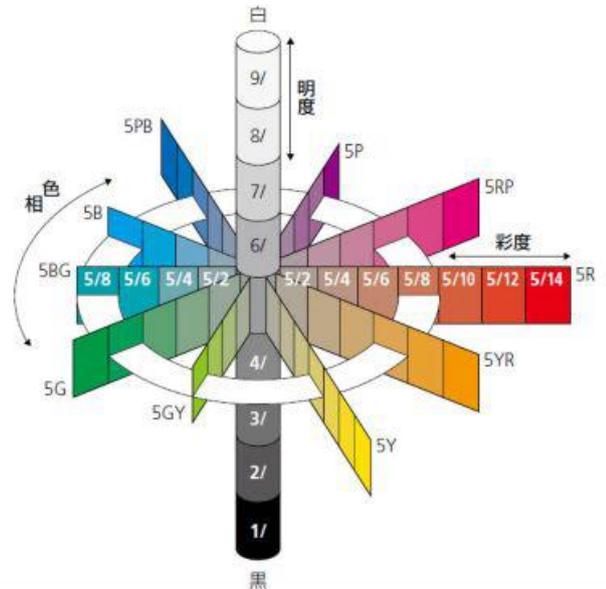
色相は、色合いを表します。10色の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字を取ったアルファベット（R、YR、Y、GY、G、BG、B、PB、P、RP）とその度合いを示す0 から10 までの数字を組み合わせ、10R や5Y などのように表します。

② 明度

明度は、明るさを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。

③ 彩度

彩度は、鮮やかさを0から14程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。最も鮮やかな色彩の彩度値は色相によって異なり、赤や橙などは14 程度、青緑や青などは8程度です。



●マンセル値の表示例

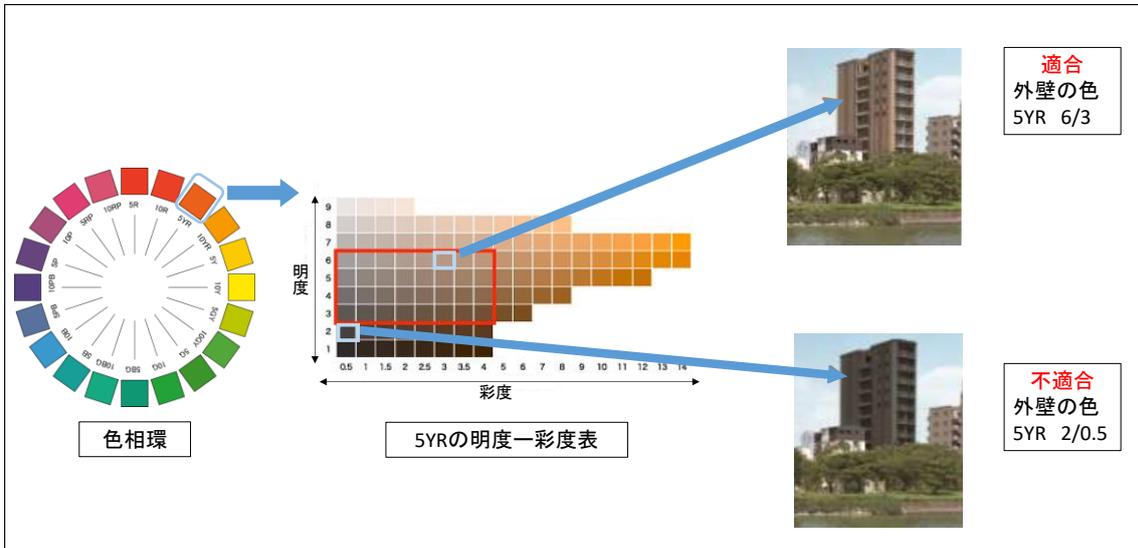
ごあーる	よん	の	じゅう
5R	4	/	10
色相	明度	彩度	

・マンセル値

マンセル値は、これらの3つの属性を組み合わせで表記する記号です。

・マンセル基調色の基準例（外壁）

それぞれの色相毎に、明度と彩度の分布があります。周辺のまちなみから突出するような色を避け、調和が保たれるように、色の範囲を設定します。



※色彩の基準は日本工業規格 Z8721 に定めるマンセル値によります。

砥部町 景観計画（概要版）

発行年月：令和2年9月

発行者：砥部町建設課

〒791-2195 愛媛県伊予郡砥部町宮内1392番地

TEL/089-962-6010 FAX/089-962-4277

砥 四 国
えひめ
TOBE
部
愛媛県 砥部町